

# わかやま冬の交通安全運動

令和2年12月1日（火）～12月10日（木）

## <運動の重点>

- 飲酒運転の根絶
- 歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- 高齢運転者等の安全運転の励行

和歌山県飲酒運転根絶ステッカー



交通安全フェアわかやま2019  
ペイントコンテスト 特別賞  
楠原 実莉 さん  
(和歌山市立河西中学校)

年末は死亡事故が増加します。  
交通事故防止に努めましょう！

平成27～令和元年 月別事故死者数合計



和歌山県・交通事故をなくする県民運動推進協議会

## 飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。絶対にやめましょう！

◎全国的に飲酒運転による交通事故は、年々減少しているものの近年は下げ止まり傾向にあり、依然として飲酒運転による悲惨な事故が発生しております。

**家庭・職場・飲食店等の地域ぐるみで「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境づくりを行いましょう！**

◎わずかなお酒でも、運転に必要な注意力・判断力の低下を招き、重大な事故を引き起こす可能性があります。「少ししか飲んでいないから」、「距離が近いから」など安易な考えによる飲酒運転は大きな間違いです。

◎飲酒運転は、運転者以外にも厳しい罰則があります。

(1)車両提供 (2)酒類の提供 (3)同乗

**飲酒運転は、運転者だけでなく、かかわった人にも責任が生じます。**

◎飲酒運転の死亡事故率は、飲酒なしの**約7.9倍**

死亡事故率比較（令和元年）



(警察庁ホームページより引用)

## 歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

歩行者も交通ルールを  
しっかり守ろう！

◎道路横断中の事故が多く発生しています！

道路を横断する際は、右、左、周りの安全確認をして横断してください。なお、近くに横断歩道がある場合は、横断歩道を渡りましょう。



◎**歩きスマホ**は絶対にやめましょう！

周囲への注意が散漫になる「歩きスマホ」は**大変危険**です。絶対にやめましょう。

自転車保険に入りましょう！

◎和歌山県自転車条例により、自転車利用者には、**自転車保険への加入が努力義務化**されています。

自転車安全利用五則を守ろう！

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
  - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - ・夜間はライトを点灯
  - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 子どもはヘルメットを着用

## 高齢運転者等の安全運転の励行

横断歩道は歩行者優先です！

◎県内では、横断歩道横断中の歩行者と車両の事故が**年間約50件発生**しています。

横断歩道の付近では、歩行者の動きを見落とさないように慎重な運転を心がけ、歩行者が安心して横断することができるよう努めましょう。

高齢運転者の交通事故防止

◎高齢運転者の主な交通事故原因は、

- ・安全不確認や前方不注視
- ・ブレーキやアクセル操作の誤り

等が挙げられます。運転に気を付けると共に運転に不安のある方は、安全運転相談ダイヤル（#8080）に相談してみましよう。

～交通ボランティア活動へのご理解・ご協力をお願いします～

県内各地域において、交通ボランティア（交通指導員、交通安全母の会、地域交通安全活動推進委員）の皆さんが、街頭での指導・啓発、高齢者宅訪問、路上駐車車両の解消等に取り組んでおられます。